

高等学校における通級による指導実践研究校事業について

山梨県教育委員会 高校教育課

経 緯

- 「高等学校における通級による指導実践研究校事業」の実践研究校として中央高等学校を指定（H29.10.18 定例教育委員会）
 - ※ 2年間の指定で、自校通級を原則とする
- H31（2019）年4月の校長研究協議会及び教頭・副校長研究協議会で本事業の継続について連絡
- R1（2019）年7月、本事業の実施要項及び公募要項を発出

内 容

〔実践研究校の取り組み〕

- 1 研究体制や組織、及びその概要について
 - （1）準備委員会が、「通級による指導」実施に向けた手続きを整え、受講条件や募集期間、募集方法等を決定し、生徒や保護者、及び教職員に向けた広報も行った。
 - （2）通級委員会は、「通級による指導」対象者の決定を行った。
 - （3）教務係は、教育課程の編成を行い、「通級による指導」を学校設定教科・科目「社会探究・社会探究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として位置づけた。また、履修生徒の時間割の調整及び作成を行った。
 - （4）教育相談係が、「通級による指導」の授業を担当し、対象生徒の学校生活に関する課題への対応や保護者面談、就労支援に関するスクールソーシャルワーカーとの対応等を行った。
- 2 年間をとおして、主に次の活動をおこなった
 - （1）通級指導者研究協議会への参加と他県の通級担当者との情報交換
 - （2）通級通信の発行や校内研修会の実施による校内教職員への周知
 - （3）教育課程研究集会等における実践報告や周知活動
 - （4）インクルーシブ教育実践推進校等への視察
 - （5）中間報告会や教育フォーラムにおける実践報告
 - （6）桜美林大学との連携・協働
- 3 指導内容について
 - （1）受講生徒の課題や症状には、広汎性発達障害や自閉症、AD／HD等もあり、自己肯定感の促進、外界や他者への信頼感の促進等を個別指導の方向性とした個別の指導計画を作成した。
 - （2）桜美林大学と協働し、特別支援学校の自立活動に相当する内容とリンクした授業プログラム及び授業案を大学研究室が作成し、通級担当者は授業案をアレンジして実施する様式で進めた。
 - （3）「身体の動き」「心理的な安定」「環境の把握」等、自立活動の6区分に即した授業内容を、原則としてTTによる個別指導でおこなった。

4 成果と課題について

- (1) 「知識として理解できるし、少しは変化していると思うけど、まだ行動できていない」という生徒や、「今まで自分の認知を考えたことがなかった。ネガティブな感情が多かったがポジティブに考えられるようになった。就職面接で役立った。」という生徒の反応もあった。
- (2) 「他の生徒も受けた方が良いと思うか、勧めたいか」という質問に対して、対象生徒8名全員が「そう思う」と回答するなど、授業内容は概ね好評であった。
- (3) 桜美林大学による評価では、対象生徒が「自己効力感を持てるようになった」とか、「心理的ストレスの低減にもつながった」等の成果が指摘された一方で、校内体制づくりや専門性をもった教員の育成等の課題も挙げられた。
- (4) 通級担当者からも、履修を勧めても本人や保護者の理解を得られないこともあるといった履修についての課題や関係機関との協働による実態把握についての課題が挙げられた。

[今後の計画]

- 1 実践研究校事業公募要項の発出により希望校を募集（募集締切：R1年9月初旬）
※実践研究校は中央高校以外の県立高校1校を原則とする
- 2 実践研究校事業候補校を決定（R1年10月）
- 3 実践研究校事業の準備（R1年度後期）
- 4 実践研究校事業の実施（指定期間R2～R3年度）
- 5 中央高校においては2年間の実践研究校事業実施後、通級指導を本格実施

[通級指導実施上の課題等]

- 1 次期実践研究校について
 - (1) 校内支援体制の構築（特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用した研修会等の実施、通級指導のための準備委員会等の設置）
 - (2) 通級指導担当者の配置や育成・研修（人事交流や免許法認定講習）
 - (3) 生徒の実態把握（授業観察や面談等による）とニーズ調査（生徒・保護者、中学校）
 - (4) 使用教室の検討、必要な設備や物品等を調査し、学校、県教委で準備、支援を検討
- 2 中央高校及び県全体について
 - (1) 校内支援体制の整備・充実と通常の学級でのユニバーサルデザイン化
 - (2) 自立活動を指導する専門的知識等を身に付けるための研修や人材育成（高改・特支課「学習障害等のある児童生徒への支援体制強化事業」の展開）
 - (3) 国の加配を踏まえた支援
 - (4) 中学校・関係機関等との連携（個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、就労支援等を含む）